

デジタル庁
○ 令第十七号
総務省

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和八年厚生労働省令第五十三号）の施行に伴い、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第八号及び別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年五月二十九日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部を改正する命令

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>第十条 法別表十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「二〇五 略」 六 予防接種法第五十二条の実費の徴収に関する事務 「七 略」</p>
改正前	<p>第十条 「同上」 「二〇五 同上」 六 予防接種法第二十八条の実費の徴収に関する事務 「七 略」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>第二十七条 第二条の表二十五の項で定める事務は、予防接種法第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する事務とし、同表二十五の項で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。</p> <p>一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第四条第一項各号に掲げる事項（以下「<u>予防接種記録事項</u>」という。）を記載した予防接種に関する記録に関する情報</p> <p>〔二略〕</p> <p>三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの規定により予防接種法第六条第三項の予防接種とみなして適用する新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の予防接種（以下「<u>特定接種</u>」という。）に関する記録（<u>予防接種記録事項</u>に限る。）に関する情報</p> <p>第二十八条 第二条の表二十六の項で定める事務は、予防接種法第六条第一項から第三項までの予防接種の実施に関する事務、同法第五条第一項又は第六条第一項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第六条第四項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務とし、同表二十六の項で定める情報は、当該予防接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。</p> <p>一 <u>予防接種記録事項</u>を記載した予防接種に関する記録に関する情報</p> <p>二 特定接種に関する記録（<u>予防接種記録事項</u>に限る。）に関する情報</p> <p>第三十条 第二条の表二十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>〔一・二略〕</p> <p>三 予防接種法第五十二条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ〜ホ 略〕</p> <p>第一百五十五条 第二条の表百五十三の項で定める事務は、特定接種の実施に関する事務とし、同項で定める情報は、当該特定接種の対象者に係る次に掲げる情報とする。</p> <p>一 <u>予防接種記録事項</u>を記載した予防接種に関する記録に関する情報</p> <p>二 特定接種に関する記録（<u>予防接種記録事項</u>に限る。）に関する情報</p> <p>第一百五十六条 第二条の表百五十四の項で定める事務は、特定接種の実施に関する事務とし、同項で定める情報は、当該特定接種の対象者に係る<u>予防接種記録事項</u>を記載した<u>予防接種</u>（<u>特定接種を含む。</u>）に関する記録に関する情報とする。</p>	<p>第二十七条 「同上」</p> <p>一 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）第三条第一項各号に掲げる事項を記載した<u>予防接種</u>に関する記録に関する情報</p> <p>〔二同上〕</p> <p>三 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第五項から第七項までの規定により<u>予防接種法</u>第六条第三項の<u>予防接種</u>とみなして適用する新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項の<u>予防接種</u>（以下「<u>特定接種</u>」という。）に関する記録（<u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報</p> <p>第二十八条 「同上」</p> <p>一 <u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項を記載した<u>予防接種</u>に関する記録に関する情報</p> <p>二 特定接種に関する記録（<u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 <u>予防接種法</u>第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務 次に掲げる情報</p> <p>〔イ〜ホ 同上〕</p> <p>第一百五十五条 「同上」</p> <p>一 <u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項を記載した<u>予防接種</u>に関する記録に関する情報</p> <p>二 特定接種に関する記録（<u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項に限る。）に関する情報</p> <p>第一百五十六条 第二条の表百五十四の項で定める事務は、特定接種の実施に関する事務とし、同項で定める情報は、当該特定接種の対象者に係る<u>予防接種法施行規則</u>第三条第一項各号に掲げる事項を記載した<u>予防接種</u>（<u>特定接種を含む。</u>）に関する記録に関する情報とする。</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この命令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定を除く。）の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

